

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 1,691,160 | 流 動 負 債 | 384,764 |
| 現 金 及 び 預 金 | 85,223 | 買 掛 金 | 197,360 |
| 売 掛 金 | 940,489 | リ ー ス 債 務 | 4,519 |
| 商 品 | 1,695 | 未 払 金 | 12,695 |
| 仕 掛 品 | 20,850 | 未 払 費 用 | 139,607 |
| 前 払 費 用 | 10,075 | 未 払 法 人 税 等 | 530 |
| 未 収 入 金 | 26,720 | 未 払 消 費 税 等 | 12,930 |
| 預 け 金 | 104,661 | 預 り 金 | 4,573 |
| そ の 他 の 流 動 資 産 | 501,442 | 前 受 収 益 | 12,547 |
| 固 定 資 産 | 126,393 | 固 定 負 債 | 323,432 |
| 有 形 固 定 資 産 | 43,633 | リ ー ス 債 務 | 9,688 |
| 建 物 附 属 設 備 | 29,679 | 繰 延 税 金 負 債 | 1,988 |
| 器 具 備 品 | 5,115 | 退 職 給 付 引 当 金 | 229,559 |
| リ ー ス 資 産 | 8,838 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 8,270 |
| 無 形 固 定 資 産 | 8,852 | 資 産 除 去 債 務 | 72,836 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 6,693 | そ の 他 の 固 定 負 債 | 1,089 |
| リ ー ス 資 産 | 2,127 | | |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 31 | 負 債 合 計 | 708,196 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 73,907 | 純 資 産 の 部 | |
| 投 資 有 価 証 券 | 200 | 株 主 資 本 | 1,109,356 |
| 保 証 金 ・ 敷 金 | 73,707 | 資 本 金 | 100,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 873,680 |
| | | 資 本 準 備 金 | 873,680 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 135,676 |
| | | 利 益 準 備 金 | 6,426 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 129,249 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 129,249 |
| | | 純 資 産 合 計 | 1,109,356 |
| 資 産 合 計 | 1,817,553 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,817,553 |

(注1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 当期純利益 71,436千円

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げ方法)によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価を切下げ方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物附属設備及び器具備品について、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

社内利用目的のソフトウェアについては、見込利用期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

① 有形リース資産

リース期間を耐用年数とし、リース期間終了時点で残存価額が零となる定額法によっております。

② 無形リース資産

リース期間を耐用年数とし、リース期間終了時点で残存価額が零となる定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退任により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。